

## 【社会学部／社会学研究科】

## 2016年度以降入学者向け 履修要項（2026年度配付）訂正・変更一覧

(2026年3月19日時点 訂正・変更一覧)

\* 全学共通科目の訂正・変更については、以下の「全学共通科目 訂正・変更一覧」を確認すること。

**訂正**：冊子発行時の内容に誤記があることがわかり、後からこれを正すこと ※冊子PDFに赤字で訂正を反映しています**変更**：冊子発行以降に制度等に変更が生じたため、最新の情報を示すこと ※冊子PDFには反映をしていません

## &lt;2026年度中の訂正・変更箇所&gt;

訂正日	頁	訂正/ 変更	訂正／変更箇所	訂正／変更項目	訂正前 → 訂正後／変更内容
3/19	86	訂正	学部共通・学科・コース ごとの履修規定 カリキュラム	卒業要件単位表 科目区分	5 大学間単位互換制度 (f-Campus) ↓ 4 大学間単位互換制度 (f-Campus)
	87				
	88				
	89				
	90				

※次葉から【全学共通科目】の訂正・変更一覧

## 【全学共通科目】

2016年度1年次入学者向け履修要項(2026年度配付)訂正・変更一覧  
(2026年3月19日時点 訂正・変更一覧)

**訂正**：冊子発行時の内容に誤記があることがわかり、後からこれを正すこと

**変更**：冊子発行以降に制度等に変更が生じたため、最新の情報を示すこと

## &lt;2026年度中の訂正・変更箇所&gt;

訂正日	頁	訂正/ 変更	訂正/変更箇所	訂正/変更項目	訂正前 → 訂正後/変更内容
3/19	全9	変更	総合系科目について 2. 科目群	3 芸術・文化への招待	<p>このカテゴリでは、人類が生み出してきた文学・美術・音楽・演劇・映像・建築などの作品を対象として、<u>作品の作り手と受け手との緊張をはらんだ関係、あるいは作品を取り巻く社会的諸関係の実相に迫る。文学・芸術の作品に、理性と感性とを総動員して向かい合うことが、その特色である。</u></p> <p>(略) <u>こうした多くの要求にかなった科目を配置することで、「多彩な学び」に相応しい科目を用意した。これら科目の受講により、文化・芸術などの創造・鑑賞を志す学生には、幅広いその土台を提供することになる。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>このカテゴリでは、人類が生み出してきた文学・美術・音楽・演劇・映像・建築などを対象として、<u>多様なジャンルの作品に理性と感性とを総動員して向かい合うことで、作り手と受け手との緊張をはらんだ関係、あるいは作品を取り巻く社会的諸関係の実相に迫ることを特色とする。</u></p> <p>(略) <u>「多彩な学び」に相応しい、これら多岐にわたる科目群は、文化・芸術などの創造・鑑賞を志す学生に確固とした土台を築く機会を提供することになるだろう。</u></p>
3/19	全9	変更	総合系科目について 2. 科目群	4 心身への着目	<p>現代社会では、<u>さまざまなストレスの中で日常生活を送っており、心身の健康がより良く生きるための重要な要因となっている。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>心身に関わるテーマに、心理・メディアの分野では「認知」、「行動」、「発達」、「心の健</u></p>

					<p>康」などの側面から、健康・スポーツの分野では「医学」、「社会学」、「運動学」、「栄養学」などの側面から<u>迫るとともに、映像論、身体論の視点も取り上げる。このように、積極的に心身の問題を掘り下げて理解することを目的としている。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>現代社会に生きる人々は、さまざまなストレスの中で日常生活を送っており、心身の健康がより良く生きるための重要な要因となっている。(略)</p> <p>心理・メディアの分野では「認知」、「行動」、「発達」、「心の健康」などの側面から、健康・スポーツの分野では「医学」、「社会学」、「運動学」、「栄養学」などの側面から迫る科目群とともに、映像論、身体論も配置する。これにより、<u>履修者が多様な視点から心身の問題を掘り下げて理解を深めることを目的とする。</u></p>
3/19	全 10	変更	<p>総合系科目について</p> <p>2. 科目群</p>	6 知識の現場	<p>立教大学の社会的な使命や課題を強く意識した全学的な取り組み（プロジェクト）のために設けられている科目群で、<u>学外特に海外でさまざまな実践活動に携わろうとする学生がそうした活動を学業の一部に取り込むことが可能となるように、「総合系科目」の伝統的なルールの外で、プロジェクトの各担当部局がほぼ独自に科目を編成している。「多彩な学び」は1年次秋学期以降の全学年で所属学部にかかわらず履修できるのが原則だが、「知識の現場」に限っては、「積み重ね型」のカリキュラムであることが多いため、履修できる学部・学年が特定されていたり、先修規定があったり、語学能力等で<u>事前に参加が制限されたりすることがある。多くは人数制限科目であり、単位認定の仕方も「多彩な学び」の他の科目と異なる場合がある。</u></u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>立教大学の社会的な使命や課題を強く意識した全学的な取り組み（プロジェクト）のために設けられている科目群で、<u>学外（海外および国内）でさまざまな実践活動に携わろうとする学生がそうした活動を学業の一部に取り込むことが可能となるように、「総合系科目」の伝統的なルールを越え、科目が編成さ</u></p>

					<p>れている。「多彩な学び」は1年次秋学期以降の全学年で所属学部にかかわらず履修できるのが原則だが、履修できる学部・学年が特定されていたり、先修規定があったり、語学能力等で参加が制限されたりすることがある。</p>
3/19	全 12	変更	<p>総合系科目について 2. 科目群</p>	立教大学数理データサイエンス教育プログラム	<p>「立教大学数理データサイエンス教育プログラムは、数理・データサイエンスを基礎から応用まで体系的に学ぶオンデマンド型プログラムである。入門・応用の2つのコースで構成され、応用コースを修了した学生には、修了証を発行する。文部科学省の数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度への申請を予定している。」を追記。</p>
3/19	全 12	変更	<p>総合系科目について 4. 履修上の注意</p>	2. 履修登録上限単位数	<p>また、「海外ワークエクスペリエンス1・2」科目の登録上限の扱いについては、R Guideを参照すること。</p> <p>(略) 詳細はシラバスやR Guideの全学共通科目表で確認すること。</p> <p>↓</p> <p>また、春学期期間外科目・秋学期期間外科目は、年間の履修登録上限単位数に算入される(学期ごとの上限には含まれない)。詳細は、R Guideを参照すること。</p> <p>(略) その他、詳細はシラバスやR Guideの全学共通科目総合系科目表で確認すること。</p>
3/19	全 12	変更	<p>総合系科目について 4. 履修上の注意</p>	4. 卒業要件とはならない科目	<p>「環境学部の学生は、「多彩な学び」科目群『6 知識の現場』の「GL101」は履修対象外(履修不可)科目となるので注意すること。」を追記。</p>
3/19	全 31	変更	<p>言語系必修科目 1. 英語単位認定試験</p>	9. 不正行為	<p>(2) <u>受験中不正行為を行った者は、直ちに退場させられる。</u></p> <p>(4) <u>不正行為を行った者の当該試験期間の成績は、筆記試験以外の方法のみによって成績評価をする科目(レポート・レポート試験科目、平常点科目、口頭試問科目)について有効とする。ただし、処分決定後は、不正行為以後の全ての受験資格を喪失する。</u></p> <p>(5) <u>春学期末または秋学期末・学年末試験期間に不正行為を行った場合、6月または11月に受験した英語単位認定試験の受験資格をさかのぼって失い、合格は取り消される。</u></p> <p>(6) <u>不正行為を行った者の処分は、当該学生の所属学部教授会が決定する。</u></p>

					<p>(7) <u>不正行為に対する処分は、訓告、停学、退学の3種類とする。</u></p> <p><u>不正行為の処分は、原則として停学とする。</u></p> <p>↓</p> <p>(2) <u>試験中に不正行為とみなされる行為が発見された場合、試験監督者および全学共通カリキュラム運営センターは、不正行為者に対して、試験の中断、その場での待機、また試験場からの退室等を命じる。不正行為者はその指示に従うこと。</u></p> <p>(4) <u>春学期末試験に不正行為を行った場合には6月に受験した英語単位認定試験の、秋学期末・学年末試験に不正行為を行った場合には11月に受験した英語単位認定試験の、それぞれ受験資格をさかのぼって失い、合格は取り消される。</u></p> <p>(5) <u>不正行為を行った者の当該試験期間の成績は、平常点科目はこれを有効とする。口頭試験科目は、不正行為の認定以前に実施されたもののみ有効とする。レポート試験科目は、不正行為を行った筆記試験科目の試験開始時刻（定刻）以前にWeb提出されたもののみ有効とする。</u></p> <p>(6) <u>不正行為を行った者は、本学学則第56条に基づき、これを懲戒する。</u></p> <p>(7) <u>懲戒は、本学学則第56条2に基づき、訓告、停学及び退学の3種とする。</u></p> <p>(8) <u>不正行為を行った者の懲戒は、本学学則第57条に基づき、当該学生の所属学部教授会の議を経て、総長がこれを行う。</u></p>
--	--	--	--	--	---

以上